

平成27年9月28日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	人	川	原	逸	生
権	・	橋	村	直	子
同	和	田	崎		靖
対	策	中	島	憲	次
課	長	山	崎	公	和
企	画	山	浦	康	則
財	政	岩	下	善	孝
課	長	岸	川		修
兼	兼	栗	林	雅	彦
選	挙	小	野	隆	浩
管	理	染	川	康	輔
委	員	針	長	三	州
会	事	澤	野	政	信
務	局	村	田	敏	樹
参	事				
長					
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
兼	選				
挙	管				
理	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	兼				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
環	境				
下	水				
道	課				
長	兼				
ラ	ム				
サ	ー				
ル	条				
約	推				
進	室				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	兼				
教	育				
総	務				
課	長				
教	育				
総	務				
課	参				
事					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	兼				
中	央				
公	民				
館	長				
監	査				
委	員				

---

平成27年 9 月28日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 2 議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 報告第 5 号 平成26年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について（報告）
- 日程第 5 議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、  
質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第50号 平成26年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第51号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
議案第52号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳  
出決算認定について  
議案第53号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
議案第54号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
議案第55号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について  
（大綱質疑、決算審査特別委員会付託、閉会中継続審査）
- 日程第 7 請願第 2 号 「戦争法」制定に反対する意見書の採択に関する請願（委員長  
報告、質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。中尾事務局長。

○議会事務局長（中尾悦次君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案 1 件、諮問 1 件の追加提出がありました。

議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書（その 4）の目次に記載のとおり  
であります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

##### ○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第56号及び諮問第1号の2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

##### ○市長（樋口久俊君）

おはようございます。

それでは、本定例会に提案をいたしております議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、人事案件2件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現在の委員であります光武尚子さん、任期が平成27年9月30日をもって満了することに伴いまして、後任者として田代道子さんを選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員であります山田次郎さん、任期が平成27年12月31日をもって満了することに伴いまして、引き続き山田次郎さんを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、本件については、時間的な余裕はございますが、法務省当局から10月中の推薦を求められているということから、この定例会において意見を求めることになりました。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

##### ○議長（松尾勝利君）

お諮りをいたします。議案第56号及び諮問第1号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号及び諮問第1号の2議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第2 議案第56号

##### ○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。  
お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命については、教育委員会委員とし  
て田代道子氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第56号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市教育委員会委員の紹介がございます。藤田副市長、お願いいたします。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、私のほうから新しく鹿島市教育委員会委員として議会の御同意をいただきました  
田代道子様を御紹介いたします。

田代様、一言御挨拶をお願いいたします。

○教育委員（田代道子君）

ただいま御紹介にあずかりました田代道子と申します。

若輩者ではございますが、鹿島市教育委員会委員として、また母親として、鹿島市の教育  
の発展と向上のため精いっぱい努力する所存でございます。皆様方の御指導と御鞭撻をよろ  
しくお願いいたします。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

どうもありがとうございました。

これで御紹介を終わります。

### 日程第3 諮問第1号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員候補者として山田次郎氏が適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は委員候補者として適任であることを認めることに決しました。

#### 日程第4 報告第5号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．報告第5号 平成26年度鹿島市一般会計継続費精算報告書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、報告第5号 平成26年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について御説明いたします。

議案書につきましては、（その3）の1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成26年度鹿島市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成25年度に継続費として議決をいただき、平成26年度までの2カ年にわたり実施いたしました東部中学校改築事業につきまして、事業が完了いたしましたので、法令の規定に基づき、継続費精算報告をいたすものでございます。

2ページの継続費精算報告書をお願いいたします。

10款3項の東部中学校改築事業が全体計画事業費1,088,268千円で、実績額1,069,548,492円となっており、差し引き18,719,508円の執行残となっております。

また、国県支出金等の特定財源につきましては、国庫支出金が90千円増となっております。以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

しばらくお待ちください。

#### 日程第5 議案第40号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月10日の本会議において、決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりでございます。

---

平成27年9月15日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

決算審査特別委員会

委員長 徳村博紀

#### 決算審査特別委員会審査報告書

平成27年9月10日の本会議において付託されました、議案第40号「平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は、9月14日に現地調査を行い、15日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員会の審査経過及び結果について委員長報告を求めます。決算審査特別委員長徳村博紀議員。

○決算審査特別委員長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。決算審査特別委員長の徳村でございます。ただいまから委員長報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定については、9月14日、平成26年度工事14カ所の説明を受け、浅浦水源地電磁流量計取替工事及び下古枝水源地取水ポンプ取替工事の2カ所の現地調査を行いました。翌9月15日には、市長、副市長、担当職員出席のもと、平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について委員会を開き、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、村田監査委員より決算審査の意見書に基づく監査報告があり、審査の対象、審査の期間、審査の方法、事業の概要、収益的収支及び資本的収支決算、経営成績、財政状態、経営分析についての説明がありました。

平成26年度鹿島市水道事業会計決算については、事業内容、財政状態及び経営成績等から見て効率的な事業経営がなされているものと判断をいたしました。また、新会計基準の適用についても適切に処理されているものと判断をいたしました。

平成26年度の水道事業会計決算における収益的収支は、総収益565,297,750円、総費用が500,421,696円となり、収支差し引きでは前年度よりも10,315,290円多い64,876,054円の純利益が生じました。これは給水収益の減少や、みなし償却制度の廃止による減価償却費の増加、退職給付引当金の増加があったものの、資本的収支の新設負担金を本年度から収益的収入に変更して計上したことや、長期前受金を収益化した非現金収入の長期前受金戻入などにより収入が増加したためです。

また、今回は純利益のほか、その他未処分利益剰余金変動額469,496,801円が計上され、合わせて534,372,855円が当年度未処分利益剰余金となっていますが、その他未処分利益剰余金変動額は新会計基準の適用によるもので、現金収入を伴うものではありません。

給配水の状況については、病院、福祉施設等やアパートでは使用水量の増加が見られましたが、家庭における使用水量の減少が目立ち、有収水量は前年度と比較して2.4%減少し、236万5,712立方メートルとなりました。これに伴い、給水収益も前年度と比較して11,529,489円、率にして2.3%減少いたしております。

水道料金の収納状況は、前年度と比較して現年度分の未収金が減少し、収納率も若干の改善が見られましたが、過年度分の未収金はやや増加し、前年度比で824,033円多い1,919,988円が不納欠損処分されています。これは、倒産や経営不振に伴う事業者の滞納が主な原因ですが、企業経営の根幹となる財源を確保し、受益者負担の公平性を期する観点から、今後も未収金の縮減に努めていただくようお願いいたします。

建設改良費においては、配水管の新設及び布設替と機械設備等更新がなされていますが、そのうち配水管の老朽化による漏水や事故等を防止するための布設替工事については約603メートルが実施されています。これは、下水道や国道整備など他事業との関連工事も行いつつ、限られた予算の範囲で実施された結果であります。総延長約201キロメートルに及ぶ

配水管については耐用年数を経過したものも存在しており、有収率向上のためにも布設替の計画的な推進を望むものです。

今回の新会計基準の適用による主な変更点としては、1つ目に借入資本金の廃止があります。これまで企業債は借入資本金として資本に計上されてきましたが、今後は、その全額を負債に計上することとなり、貸借対照表にあらわれる負債が大幅にふえることになりました。しかしながら、企業債については従来から計画的な借り入れ及び償還が行われており、引き続き企業債の適切な管理を行い、健全な経営を維持していくことにより、このことが本市の水道事業経営に直接的な影響を及ぼすことにはならないと考えられます。

2つ目は、みなし償却制度が廃止されたことです。みなし償却制度については、本市においてもこれまでダム使用权の減価償却を行う際などに適用されており、資産の取得価格から補助金額を差し引いた額を帳簿価格とみなして減価償却を行う制度です。このみなし償却制度が廃止されたことで、本年度から補助金額を含めた取得価格を帳簿価格として減価償却することになりました。これにより、今後の営業費用における減価償却費は増加するものの、補助金額が繰延収益の長期前受金に計上され、対応する資産の減価償却に応じて順次収益化されることとなっており、実質的な損益上の変化はないものと思われま

す。3つ目は、退職給付引当金の計上が義務化されたことです。本市においても5カ年に分けて平成30年度まで年間14,000千円の退職給付引当金を引き当てることとなっております。この額は、毎年特別損失として計上されるため、利益の減少要因となるものであり、引き続き経常経費削減などの努力が求められるところです。

既に述べましたように、純利益を除く当年度未処分利益剰余金は現金収入を伴わない剰余金であり、今後4年間は退職給付引当金による特別損失の支出が続くことや、平成28年度に企業債の償還がピークを迎えること、減価償却の進行状況からも更新の時期を迎えた固定資産が増加していることを勘案すれば、今後もより一層経営基盤の強化を図るとともに、市民生活のライフラインを確保する設備投資については、的確な財政見通しに基づき、優先順位を考慮しながら着実に実施していくことが重要であると思われま

す。また、給水人口の減少や節水による給水収益の減少は長期的な傾向として今後も続くことが予想され、水道事業の経営は厳しさを増すものと思われま

すが、効率的な経営と計画的な施設の更新を図るとともに、安全でおいしい水道水を安定的に供給することで、公共の福祉の増進に努められるよう要望するものであるとの報告がありました。

次に、15日の委員会審査における質疑の主なものについて、以下概要を申し上げます。

質問 給水戸数はふえて、給水人口は少しずつ減少している。その理由は。

答弁 給水戸数の増加はアパート等の建設によるもので、給水人口の減少は行政人口の影響である。

質問 総延長201キロに及ぶ配水管のうち、耐用年数40年を経過した老朽管の更新計画は

どのようになっているのか。

答弁 国の指導として、アセットマネジメントを作成して、更新計画に沿って老朽管布設替を行っていく。

質問 水質検査はどのように行っているのか。

答弁 原水、浄水の検査を行っており、各配水地からの給配水については、味、臭気、色、塩素濃度などの検査を毎日行っている。

質問 資産の部の未収金の額が27,000千円強、流動資産の合計が680,000千円に対して約4%、かなり高いと感じるが。

答弁 過去5年間分の未収金を計上している。26年度の水道料金の未収金が3月末で15,269,919円あったが、27年度の4月末時点で6,000,585円まで減少している。今後、5年間で99.6%程度まで回収を行っていく。

質問 新会計基準へなぜ移行したのか。

答弁 昭和41年から改正が行われてこなかった。このため、決算における相互の比較や分析、民間企業との整合性などの対応が必要となり、地方公営企業法の一部改正が行われたため、移行した。

質問 布設替工事の今後の計画と予算的見通しは。

答弁 企業債の償還が減ってきている。今後アセットマネジメントを導入し、それに基づいて老朽管対策をやっていく。3年後は改良費に充てる金額も若干余裕が出てくるので、スピードアップが図られると思う。

質問 不納欠損155件の1,919,988円の内容は。

答弁 平成21年度分についての不納欠損で、対象者数51名、その内訳は、死亡者が2名、所在不明者が28名、生活困窮者が21名である。

質問 水道事業工事の中で、予定価格に対して100%の工事が2つあるが、その理由は。

答弁 1つは、取水ポンプが急に壊れたため、緊急を要するというので、前回、工事を請け負った業者と随意契約を行った。もう1つは、消火栓工事を消防設備業者5社と見積もりを行って随意契約を行ったものである。

質問 企業債の利率が4.85%と高い。安い金利に切りかえはできないのか。

答弁 国の指導もあり、切りかえはできない。

質問 久保山配水地の新たな候補地は決まったのか。

答弁 地質調査をして新しい候補地の選定は行ったが、もうしばらくたって契約を交わしてから公表する。

質問 久保山配水地の投資額は幾らか。

答弁 実施計画段階では4億円程度を見込んでいますが、今後、詳細設計で工事額を決定する。

質問 有収率80.2%に対し、約20%はどういうふうになっているのか。

答弁 漏水の部分や防火水槽の掃除をしたり、消火栓や管の中の清掃をするときの使用水量である。

質問 水道料金の納付がないところは、下水道料金の納付もあっていないということか。

答弁 下水道が完備されたところでは、両方とも納付がないところもある。

質問 山からの水を使いながら生活されている世帯はどのくらいあるのか。

答弁 環境下水道課で行った飲用井戸の調査結果は、現段階では324件である。

質問 料金の細分化について検討したのか。

答弁 試算の結果、6,900千円ほど収益が減少することになる。基本料金が1カ月5トンで、県下10市の中でも最低料金の設定である。

以上、質疑終了後、討論、採決の結果、本委員会に付託されました議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定については、起立全員で原案のとおり認定することに決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

なお、副委員長の中村和典委員においては、本報告書の取りまとめにつきましてはお手数をおかけいたしました。委員長より感謝申し上げます。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり認定されました。

## 日程第6 議案第50号～議案第55号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第50号 平成26年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議

案第51号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。峰松会計管理者。

#### ○会計管理者（峰松靖規君）

おはようございます。

議案第50号から議案第55号までの平成26年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成26年度鹿島市歳入歳出決算書により一括して御説明いたします。なお、説明の都合上、ページが前後する場合がございますが、御了承いただきたいと思います。

まず初めに、議案第50号、一般会計について御説明いたします。

決算書の3ページをお開きください。

表の一番下の歳入合計欄の予算現額は15,330,771,510円となっておりますが、当初予算額13,589,000千円から8回の補正を行った後の最終の予算現額でございます。25年度と比較しますと、1,186,907,510円増加しております。調定額は15,337,907,028円、収入済額は15,070,894,291円で、前年度より1,550,00千円増加し、予算額に対する執行率は98.3%、調定額に対する収入率は98.3%でございます。また、不納欠損額は21,492,278円で、前年度より約1,000千円減少し、収入未済額は245,520,459円で、前年度より約21,000千円減少しております。

次に、6ページをお開きください。

一般会計の歳出について申し上げます。

表の一番下の歳出合計欄ですが、予算現額は15,330,771,510円で、支出済額は14,722,020,888円であり、予算執行率は96%でございます。翌年度繰越額は281,965千円で、全てが繰越明許費であり、その主なものは、6次産業化ネットワーク活動交付金事業や森林整備加速化事業・林業再生事業、消費喚起プレミアム商品券発行事業、社会資本整備総合交付金事業、東部中学校体育倉庫改築事業など23事業でございます。また、不用額は326,785,622円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差し引き残額348,873,403円から翌年度に繰り越すべき財源46,093千円を差し引いた実質収支額は302,780,403円となっております。この実質収支額につきましては、167ページの実質収支に関する調書を後ほど御参照ください。

次に、21ページをお開きください。

ここからは、事項別明細書により歳入の主な款について御説明いたします。

まず、1款. 市税でございますが、収入済額は2,955,627,999円で、前年度より約33,000千円減少し、歳入総額に占める割合は19.6%となっております。不納欠損額は20,811,978円で、前年度より約580千円減少し、収入未済額は189,028,439円で、前年度より約20,000千円減少しております。不納欠損額及び収入未済額の主な要因としては、生活困窮や事業不振等によるものでございます。

1項1目. 個人市民税では、1節. 現年課税分の調定額は975,023,100円で、前年度より約29,000千円減少しておりますが、主な原因としては、第1次産業である農業、漁業等の所得の減によるものでございます。収入済額は958,758,390円で、前年度より約19,000千円減少し、収入未済額は572人の16,264,710円で、前年度より約9,700千円減少しております。

2節. 滞納繰越分の収入済額は21,288,390円で、前年度より約8,600千円減少しております。不納欠損額は199件の6,158,778円で、前年度より約2,200千円減少し、収入未済額は629人の44,631,124円で、前年度より約1,700千円減少しております。

1項2目. 法人市民税では、1節. 現年課税分の調定額は203,292,700円で、前年度より約4,000千円増加しており、主な要因としては、法人の収益増によるものでございます。収入済額は203,196,900円で、前年度より約4,300千円増加しております。不納欠損額は1件の45,800円、収入未済額は1件の50千円でございます。

2節. 滞納繰越分の収入済額はゼロ、不納欠損額は2件の65千円で、収入未済額は2件の100千円でございます。

2項1目. 固定資産税では、1節. 現年課税分の収入済額は1,417,121,355円で、前年度より約17,000千円増加し、不納欠損額は1件の16,700円でございます。収入未済額は696人の24,534,745円で、前年度より約9,800千円減少しております。

2節. 滞納繰越分の収入済額は18,811,893円で、不納欠損額は400件の13,753,600円、収入未済額は603人の97,658,360円で、前年度より約1,800千円増加しております。

3項1目. 軽自動車税では、1節. 現年課税分の収入済額は84,288,400円であり、収入未済額は317人の2,128,100円で、前年度より約300千円減少しております。

2節. 滞納繰越分の収入済額は2,233,200円で、不納欠損額は108件の772,100円でございます。収入未済額は269人の3,661,400円で、前年度より約600千円減少しております。

4項1目. 市たばこ税の収入済額は242,746,671円で、前年度より約17,000千円減少しており、主な要因としては、売り渡し本数の減少によるものでございます。

22ページをお開きください。

6款. 地方消費税交付金の収入済額は327,711千円で、前年度より約58,000千円増加し、歳入総額に占める割合は2.2%でございます。

9款. 地方交付税の当初予算額は3,880,000千円で、補正予算額が113,874千円、調定額、収入済額ともに3,993,874千円で、前年度より約177,000千円減少しております。普通交付税

が当初より31,308千円減少し、特別交付税が当初より145,182千円増加しており、歳入総額に占める割合は26.5%でございます。

11款. 分担金及び負担金の収入済額は327,206,264円で、前年度より約11,000千円増加し、歳入総額に占める割合は2.2%でございます。

23ページをごらんください。

2項1目3節. 児童福祉費負担金は、保育所運営費保護者負担金——いわゆる保育料ですけれども——と放課後児童対策保護者負担金で、収入済額は272,300,130円でございます。不納欠損額は保育料の7世帯、680,300円で、前年度より約490千円減少し、また、収入未済額も保育料の77世帯、23,255,940円で、前年度より約1,270千円減少しております。主な要因としては、いずれも生活困窮及び行方不明等によるものでございます。

次、24ページをお開きください。

3目. 農林水産業費負担金は、国営多良岳開拓建設事業受益者負担金の過年度分で、不納欠損額はありますが、収入未済額は29件の3,243,901円でございます。

4目. 土木費負担金は、収入済額23,718,690円で、市民交流プラザ整備に伴う鹿島ショッピングセンター協同組合からの負担金でございます。

12款. 使用料及び手数料は、収入済額205,768,061円で、行政財産使用料や市営駐車場使用料、住宅使用料などの各種使用料が128,290,486円、また、窓口での各種証明等手数料やごみ袋等販売手数料などの各種手数料が77,477,575円で、前年度より約7,900千円増加し、歳入総額に占める割合は1.4%でございます。

25ページをごらんください。

1項5目1節. 道路橋りょう使用料は、収入済額6,738,816円で、収入未済額は道路占用及び公有水面使用料の14件の60,250円で、主な要因としては、生活困窮や倒産によるものでございます。

3節. 住宅使用料は、収入済額78,287,160円で、定住促進住宅の入居世帯増に伴い、前年度より約7,000千円増加しております。収入未済額は61人の19,963,684円で、前年度より約530千円増加し、主な要因としては、生活困窮によるものでございます。

27ページをお開きください。

13款. 国庫支出金は、収入済額2,478,962,725円で、前年度より約586,000千円増加し、歳入総額に占める割合は16.4%でございます。増加の主な要因としては、2項1目1節. 社会福祉費国庫補助金の臨時福祉給付金補助金や子育て世帯臨時特例給付補助金の増、28ページの4目2節. 都市計画費国庫補助金の街なみ環境整備事業や地方都市リノベーション事業による社会資本整備総合交付金の増、5目3節. 中学校費国庫補助金の東部中学校改築事業による学校施設環境改善交付金の増、29ページの6目1節. 総務管理費国庫補助金のがんばる地域交付金等の増加によるものでございます。

14款. 県支出金は、収入済額1,222,229,435円で、前年度より約250,000千円減少し、歳入総額に占める割合は8.1%でございます。主な要因としては、1項1目1節. 社会福祉費県負担金の国民健康保険基盤安定負担金や2節. 児童福祉費負担金の保育所運営費負担金が増加したものの、31ページの2項2目3節. 児童福祉費県補助金の保育所整備事業補助金や、32ページの5目. 商工費県補助金の緊急雇用創出基金事業補助金などの減少によるものでございます。

35ページをお開きください。

15款. 財産収入、2項1目. 不動産売払収入は、収入済額3,128,355円で、市有地等の売却によるものが6件分で、延べ面積880.9平方メートルと市有林立木の売却によるものが2件分でございます。

16款. 寄附金は、収入済額23,704,400円で、当初より23,083千円増加しております。主なものは、1項1目1節. 総務管理費寄附金のふるさと納税寄附金2,987千円、ふるさと人材育成支援寄附金5,000千円、公共施設建設寄附金15,000千円で、26年度は積み立てて、27年度に御寄附者の意向に沿って使用させていただく予定でございます。

17款. 繰入金は、収入済額946,328,974円で、前年度より約6億円増加し、歳入総額に占める割合は6.3%でございます。主な要因としては、公共施設建設基金及び財政調整基金からの繰入金が大きく増加したためでございます。

37ページをお開きください。

19款. 諸収入は、収入済額410,783,688円で、歳入総額に占める割合は2.7%でございます。収入未済額は9,968,245円となっておりますが、全額が38ページの5項6目4節. 雑入で、福祉関係の過年度分返還金でございます。

40ページをお開きください。

20款. 市債は、収入済額1,515,810千円で、前年度より約719,000千円増加し、歳入総額に占める割合は10.1%でございます。主な要因としては、41ページの2目3節. 都市計画債の市民交流プラザ整備のための社会資本整備総合交付金事業債の地方都市リノベーション事業や、4目2節. 中学校債の東部中学校改築事業債などの増加によるものでございます。

以上が歳入の主な款についての御説明でございます。

続きまして、歳出の事項別明細書により、各費目の中で特徴的なものや補正額及び不用額の大きいものなどについて御説明いたします。

43ページをお開きください。

1款. 議会費は、当初予算額に1,898千円を増額補正し、予算現額は164,253千円でございます。支出済額は160,789,847円で、前年度より約4,700千円増加し、主な要因としては、議員の欠員補充に伴う報酬増加や議場モニター設置工事などによる増加で、予算執行率は97.9%、歳出総額に占める割合は1.1%でございます。不用額の主なものは、旅費及び委託料でござ

います。

44ページをお開きください。

2款. 総務費は、補正額311,492千円、繰越額1,000千円、予備費充用1,259千円により、予算現額は1,718,144千円、支出済額1,674,252,471円、繰越明許費12,125千円、不用額31,766,529円で、予算執行率は97.4%、決算構成比率は11.4%でございます。支出済額は前年度より約13,000千円減少しております。

45ページの1項1目. 一般管理費の12節. 役務費の不用額約2,700千円は、電話料や郵便料の他の費目からの振替額の増によるものでございます。

次、46ページの4目. 財産管理費の補正は、財政調整基金と公共施設建設基金への積み立てでございます。

47ページの6目. 庁舎管理費の補正は、非常用蓄電池取替工事費等でございます。

48ページの7目. 企画費の補正は、平成26年が市制施行60周年の節目の年であり、記念式典を初め、各種イベント開催などの記念事業の経費等でございます。

49ページの8目. 市民会館費の補正は、市民会館建設基本構想・計画研究委託料等でございます。

次、50ページの11目. 地域振興費の補正は、ふるさと創生事業奨励金やコミュニティ助成事業交付金でございます。

次、51ページの12目. 情報システム管理費では、社会保障・税番号システム広域負担金の翌年度繰越明許費9,200千円や情報システム管理経常経費の不用額等でございます。

次、54ページをお開きください。

4項. 選挙費の補正は、次の55ページの3目の市長及び市議補欠選挙経費の減額、次の56ページの5目の県知事及び県議選挙経費の増額や7目の衆議院選挙経費の増額等によるものでございます。

次に、58ページをお開きください。

3款. 民生費は、補正額480,128千円、繰越額59,364千円により、予算現額は5,209,902千円、支出済額5,101,299,917円、繰越明許費5,913千円、不用額102,689,083円で、予算執行率は97.9%、決算構成比率は34.7%でございます。支出済額は前年度より約32,900千円増加しております。

59ページの1項1目. 社会福祉総務費の約140,000千円の補正や約18,000千円の不用額の主なものは、平成26年10月にオープンした市民交流プラザの関係経費等でございます。

64ページをお開きください。

1項3目. 障害者支援費約125,000千円の増額補正は、上半期の実績や対象者の増加傾向を踏まえ、年度後半の支給に備えたものでございます。支出済額は前年度より約54,000千円増加しておりますが、20節. 扶助費の増加でございます。また、同じ20節. 扶助費の不用額

約26,000千円は、12種類の各サービスごとの不用額の積み上げでございます。

次、66ページをお開きください。

2項2目．高齢者福祉総務費の13節．委託料の不用額約5,000千円は、各種委託料の不用額の積み上げでございます。

次、70ページをお開きください。

3項2目．保育所運営費の約160,000千円の補正の主なものは、保育所運営費委託料の増でございます。支出済額は前年度より約276,000千円減少しております。また、平成25年度の繰越明許費約56,500千円は、1つの保育園の園舎改築による保育所整備事業補助でございます。

3目．母子福祉費の不用額13,900千円の主なものは、71ページ、20節．扶助費の各種医療費助成の不用額の積み上げでございます。

73ページをお開きください。

4款．衛生費は、26,330千円の減額補正により、予算現額891,576千円、支出済額869,639,385円、不用額21,936,615円で、予算執行率は97.5%、決算構成比率は5.9%でございます。支出済額は前年度より約82,000千円増加しております。

74ページをお開きください。

1項2目．予防費、13節．委託料の不用額約8,800千円は、各予防接種等委託料の積み上げでございます。なお、この委託料では、水痘及び高齢者肺炎球菌予防接種を新設し、予防事業の充実を図ったところでございます。

76ページをお開きください。

2項1目．清掃総務費の減額補正約23,000千円の主なものは、衛生施設組合運営負担金でございます。

78ページをお開きください。

5款．労働費は、補正額1,321千円により、予算現額は63,024千円、支出済額62,810,158円、不用額213,842円で、予算執行率は99.7%で、決算構成比率は0.4%でございます。支出済額は前年度より約1,100千円増加しております。この労働費は、通年とほぼ同じ支出でございます。

次に、6款．農林水産業費は、補正額119,705千円、繰越額26,989千円により、予算現額は878,112千円、支出済額802,350,430円、繰越明許費49,110千円、不用額26,651,570円で、予算執行率は91.4%、決算構成比率は5.5%でございます。支出済額は前年度より約36,000千円増加しております。

79ページの1項．農業費の特徴的な事業としては、産業活性化施設「海道（みち）しるべ」の整備として、駐車場整備や屋外倉庫等の設備及び各種備品等を設置して、農商工連携の拠点づくりを図ったところでございます。また、地域農業水利施設ストックマネジメント

事業により、耐用年数が経過した施設の長寿命化を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に寄与したところがございます。

88ページをお開きください。

2項. 林業費の約46,000千円の補正の主なものは、森林整備加速化・林業再生事業の木造公共施設（鹿島福祉作業所）の新築に対する補助で、事業費30,455千円は翌年度繰越明許費でございます。

次、90ページをお開きください。

3項. 水産業費の特徴的な事業は、海苔養殖漁場環境改善対策事業により、赤潮の発生でのノリの色落ちを最小限に押さえるための施肥作業に対して補助を行い、漁業経営の安定を図りました。また、沿岸漁業振興特別対策事業により、バラ干し海苔の生産設備導入経費に対する補助を行うことで、漁業者の収入安定及び6次産業化の促進を図ったところがございます。

91ページをごらんください。

7款. 商工費は、補正額110,485千円により、予算現額は367,932千円、支出済額271,947,068円、繰越明許費90,599千円、不用額5,385,932円で、予算執行率は73.9%、決算構成比率は1.8%でございます。支出済額は前年度より約16,000千円減少しております。

92ページの1項2目. 商工業振興費の主な事業は、商業商店街の振興のための補助事業、祐徳門前商店街活性化事業などがございます。なお、消費喚起プレミアム商品券発行事業、産業支援センター設置・運営事業、企業誘致推進基盤整備事業の事業費73,914千円は翌年度繰越明許費でございます。

93ページの3目. 観光費の主な事業は、観光客誘致対策事業、鹿島酒蔵ツーリズム事業などがございます。なお、観光プロモーション事業、重点道の駅整備方針・計画整備策定事業の事業費16,685千円は翌年度繰越明許費でございます。

95ページをお開きください。

8款. 土木費は、補正額62,501千円、繰越額481,919千円により、予算現額は2,106,046千円、支出済額1,979,360,239円、繰越明許費94,630千円、不用額32,055,761円で、予算執行率は94%、決算構成比率は13.4%でございます。支出済額は前年度より約679,000千円増加しております。

96ページをお開きください。

2項2目. 道路維持費の約35,000千円の補正の主な事業は、地域密着型市道改修事業や市道舗装補修事業でございます。なお、地域密着型市道改修事業の事業費2,288千円は翌年度繰越明許費でございます。

98ページをお開きください。

2項3目. 道路新設改良費の主な事業は、社会資本整備総合交付金事業による大規模舗装

補修事業や平成25年度繰越明許費の市道点検調査事業及び辺地道路整備事業などでございます。なお、社会資本総合整備交付金事業の事業費85,842千円は翌年度繰越明許費でございます。

101ページをお開きください。

5項1目．都市計画総務費の主な事業は、地方都市リノベーション事業による平成25年度繰越明許費の肥前鹿島駅前トイレ新築工事や、繰越明許費分及び現年度分の市民交流プラザ整備事業でございます。なお、都市計画マスタープラン改定業務6,500千円は翌年度繰越明許費でございます。

105ページをお開きください。

5目．まちなみ活性化事業費の主な事業は、まちなみ環境整備事業により、観光客の利便性のため、肥前浜宿にトイレ及び休憩所等を建築したところでございます。

108ページをお開きください。

9款．消防費は、補正額70,166千円、繰越額54,431千円、予備費充用2,771千円により、予算現額は538,724千円、支出済額510,884,568円、不用額27,839,432円で、予算執行率は94.8%、決算構成比率は3.5%でございます。支出済額は前年度より76,000千円増加しております。

1項1目．常備消防費の杵藤広域消防負担金の増額約11,000千円は、杵藤広域消防の地方交付税の単位費用の増により、市の負担金が増額されたものでございます。

109ページの4目．災害対策費の約49,000千円の補正の主なものは、新世紀センター（仮称）建設事業による福祉会館解体工事費でございます。また、平成25年度の繰越明許費約54,000千円は、防災行政無線デジタル化整備実施設計業務委託料と新世紀センター設計委託料等でございます。

110ページをお開きください。

10款．教育費は、140,193千円の減額補正、繰越額155,792,510円、予備費充用230千円により、予算現額は2,300,235,510円、支出済額2,218,643,684円、繰越明許費29,588千円、不用額52,003,826円で、予算執行率は96.5%、決算構成比率は15.1%でございます。支出済額は前年度より約914,000千円増加しております。

112ページをお開きください。

2項．小学校費、1目．学校管理費の主な事業は、鹿島小学校体育館耐震補強大規模改造事業、小中学校情報教育施設整備事業による電子黒板の整備、115ページをお開きください。

3項．中学校費、1目．学校管理費の主な事業は、平成25年度繰越明許費の西部中学校体育館ほか耐震補強事業、避難所の機能や太陽光発電等を整備した逡次繰越分及び現年度分の東部中学校南棟・中棟校舎改築事業、小中学校情報教育施設整備事業による電子黒板の整備などでございます。なお、東部中学校体育倉庫改築事業の事業費21,168千円は翌年度繰越明許

費でございます。

119ページをお開きください。

4項. 社会教育費の特徴的な事業は、2目. 公民館費の身近なユニバーサルデザイン推進事業で、県事業を活用し、公民館を対象に洋式トイレに改修する事業補助で、9地区が実施しております。

121ページをお開きください。

6目. 文化財保護対策費の主な事業は、伝統的建造物群保存地区対策事業として、伝統的建造物修理助成や防災設備設置工事でございます。なお、肥前浜宿空き町家入居促進事業や肥前浜宿まちなみ活用事業の事業費84,200千円は翌年度繰越明許費でございます。

126ページをお開きください。

11款. 災害復旧費は、補正額11,238千円、繰越額1,642千円により、予算現額は12,905千円、支出済額11,859,931円、不用額1,045,069円で、予算執行率は91.9%、決算構成比率は0.1%でございます。支出済額は前年度より7,100千円増加しており、1目. 農業水産業施設災害復旧費の増加によるものでございます。

127ページをごらんください。

12款. 公債費は、21,790千円の減額補正により、予算現額は1,051,786千円、支出済額1,050,938,974円、不用額847,026円で、予算執行率は99.9%、決算構成比率は7.1%でございます。支出済額は前年度より約120,000千円減少をしております。

最後の128ページをお開きください。

14款. 予備費の当初予算額は45,000千円で、19,987千円を減額補正し、6件4,260千円の予備費充用により、不用額は20,753千円でございます。

なお、予備費充用状況につきましては、監査委員から提出されております決算審査意見書の40ページの別表3を後ほど御参照ください。

以上が歳出に関して特徴的なものについての説明でございます。

次に、議案第51号、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

表の一番下の歳入合計欄の予算現額は1,061,982千円、調定額は1,034,977,084円、収入済額は1,026,059,987円で、前年度より約40,000千円減少し、予算額に対する執行率は96.6%、調定額に対する収入率は99.1%でございます。不納欠損額は447,595円で、前年度より約210千円増加し、収入未済額は8,469,502円で、前年度より約1,790千円増加しております。

8ページをお開きください。

表の一番下の歳出合計欄の予算現額は1,061,982千円、支出済額は1,024,415,987円で、予算額に対する執行率は96.5%でございます。翌年度繰越額32,071千円は繰越明許費で、小舟津汚水準幹線管渠築造工事と馬渡汚水準幹線管渠築造工事の2事業でございます。不用額は

5,495,013円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差し引き残額1,644千円から翌年度に繰り越すべき財源の同額を差し引いた実質収支額はゼロということになります。

次に、131ページをお開きください。

事項別明細書により、歳入の主な款について御説明いたします。

1 款． 分担金及び負担金の収入済額は25,268,840円で、前年度より約19,000千円増加しております。収入未済額は下水道受益者負担金の298件、4,861,800円で、前年度より約1,760千円増加しております。主な要因としては、生活困窮によるものでございます。

2 款． 使用料及び手数料は、収入済額129,979,052円で、前年度より約4,800千円増加しております。不納欠損額は下水道使用料の51件、447,594円で、主な要因としては、転居先不明などで時効によるものでございます。収入未済額も下水道使用料の565件、3,607,702円で、前年度より約20千円増加しており、主な要因としては、生活困窮によるものでございます。

4 款． 繰入金は、一般会計からの繰入金ですが、収入済額573,701,795円で、前年度より約6,600千円増加しております。

133ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

1 款 1 項． 公共下水道管理費の支出済額は180,290,084円で、前年度より約22,000千円増加しております。主な要因としては、134ページの2目15節． 工事請負費の繰越明許分の横田雨水ポンプ場非常用自家発電設備取替工事等によるものでございます。

136ページをお開きください。

1 款 2 項． 公共下水道建設費の支出済額は342,857,627円で、前年より約60,000千円減少しております。主な要因としては、137ページの1目15節． 工事請負費の污水管渠築造工事等の減によるものでございます。

次に、議案第52号、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について御説明いたします。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。

表の一番下の歳入合計欄の予算現額は610千円で、調定額、収入済額ともに2,450,350円です。内容は、工場団地使用料と前年度決算の繰越金でございます。

10ページをお開きください。

表の一番下の歳出合計欄の予算現額は610千円、支出済額は238,213円で、そのほとんどは維持管理費用でございます。不用額は371,787円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差し引き残額は2,212,137円となります。

続きまして、議案第53号、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

11ページをお開きください。

表の一番下の歳入合計欄の予算現額は4,134,566千円、調定額は4,300,381,927円、収入済額3,966,722,085円で、前年度より51,273,208円減少し、予算執行率は95.9%、調定に対す

る収入率は92.2%でございます。不納欠損額は27,289,180円で、前年度より約1,100千円減少し、収入未済額は306,370,662円で、前年度より約10,000千円減少しております。

次に、14ページをお開きください。

表の一番下の歳出合計欄の支出済額4,019,308,523円で、予算執行率は97.2%でございます。不用額は115,257,477円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差し引き不足額が52,586,438円で、前年度に引き続いて赤字決算となりました。そこで、52,586,438円については、平成27年度から繰上充用金で補填したところでございます。なお、前年度の繰上充用金27,132,603円を除いた実質的な単年度収支は25,453,835円の赤字となるものでございます。

145ページをお開きください。

事項別明細書により、歳入の主な款について御説明いたします。

1 款. 国民健康保険税の調定額は1,189,698,503円で、前年度より約90,000千円減少しておりますが、主な要因としては、低所得世帯の軽減拡充や、市税同様に第1次産業の農業、漁業等の所得の減少によるものでございます。収入済額は856,059,141円で、前年度より78,000千円減少し、不納欠損額は363件の27,284,700円です。収入未済額は1,039人の306,354,662円で、前年度より約10,000千円減少しております。不納欠損及び収入未済の主な要因としては、生活困窮や事業不振等によるものでございます。また、法令に基づく差し押さえなどの滞納処分の方で、ファイナンシャルプランナーによる納税相談など、滞納原因に応じた滞納整理を促進し、収入未済額の縮減に努めているところでございます。

146ページをお開きください。

3 款. 国庫支出金は、収入済額1,159,223,599円で、前年度より約76,000千円の増加、4 款. 療養費交付金は、収入済額161,696,200円で、前年度より約36,000千円減少、5 款. 前期高齢者交付金は682,960,285円で、前年度より約10,000千円増加、147ページの9 款. 繰入金は317,271,178円で、約23,000千円の減少などでございます。

次に、150ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

2 款. 保険給付費は、支出済額2,578,847,184円で、前年度より約13,000千円の減少、153ページの6 款. 介護納付金は、支出済額211,496,188円で、前年度より約10,000千円の減少、7 款. 共同事業拠出金は、支出済額584,971,728円で、前年度より約18,000千円の増加、154ページの11 款. 諸支出金は、支出済額19,556,183円で、前年度より約47,000千円の減少、13 款. 前年度繰上充用金の約27,130千円の増加などでございます。

なお、今後とも、医療費の抑制につながるように、特定健診、特定保健指導の受診率向上を初めとする各種保健事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、議案第54号、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

恐れ入りますが、15ページにお戻りください。

表の一番下の歳入合計欄の予算現額は378,901千円、調定額は378,828,879円、収入済額は377,852,889円で、前年度より約7,100千円増加し、予算執行率は99.7%、調定額に対する収入率は99.7%でございます。不納欠損額は365,003円で、前年度より約30千円増加し、収入未済額は610,987円で、前年度より約680千円減少しております。

16ページをお開きください。

表の一番下の歳出合計欄の予算現額は378,901千円、支出済額は376,503,189円で、予算執行率は99.4%でございます。不用額は2,397,811円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差し引き残額は1,349,700円となります。

159ページをお開きください。

事項別明細書により、歳入の主な款について御説明いたします。

1 款. 後期高齢者医療保険料は、収入済額は237,155,445円で、前年度より約1,900千円増加しております。不納欠損額は5件の365,003円で、これは1項2目. 普通徴収保険料の2節. 滞納繰越分で、主な要因は生活困窮でございます。また、普通徴収保険料の収入未済額は未還付額77,800円を含めて1,173,087円で、現年度分が34件、滞納繰越分が13件の計47件となっており、その要因もまた生活困窮でございます。

最後に、議案第55号、給与管理特別会計でございますが、決算書の17ページから18ページに掲載されております。この会計は、給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計及び各特別会計の重複の決算でございますので、説明は省略させていただきます。

また、決算書の167ページ以降の実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で平成26年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要説明を終わらせていただきますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松尾勝利君）**

ここで10分程度休憩します。11時40分から再開します。

**午前11時31分 休憩**

**午前11時40分 再開**

**○議長（松尾勝利君）**

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

それでは、議案第50号から議案第55号までの6議案を一括して質疑に入りますが、本6議案は決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

7番議員の稲富雅和です。議案第50号 平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、大綱質疑をさせていただきます。

成果説明書に基づいて質問をさせていただきます。

1ページを読みますと、一般会計の決算概要ということで数値等々、そして説明を書いてありまして、しっかり記入がされているなという思いがあります。

それに基づいて、成果説明書の14ページでございます。

積立金取崩し額411,000千円、そして積立金が251,654千円ということで、今回の26年度決算におきましては、財政調整基金から158,910千円を取り崩し、平成12年度以降初めての財政調整基金の財源不足のための補填をしたということで説明がっております。それに基づいて、基金ですけれども、財政調整基金が平成26年度現在高1,493,109千円ということで大分減ってきているなという思いがあったりいたします。このままいきますと10年足らずで基金がなくなってしまうということになりますけれども、そういったことを防いでもらうためにも、今後、適切な行財政運営をしてもらわなくちゃいけないと思っております。

今回、初めてこういった財政調整基金を取り崩した大きな要因をまずお伺いしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

まず、財政調整基金を取り崩した大きな理由ですけれども、基本的に税収が伸び悩み、減収のほうにシフトしているということですね、それが1つあります。なおかつ、昨年度につきましては普通交付税が対前年比158,000千円ほどの減収になった。それが歳入面で大きく影響しているかと思えます。

まず、歳出面でいきますと、昨年度は25年度と対比しまして投資的事業が非常に大きく伸びたと。これに対応するために、公共施設建設基金並びに財政調整基金で対応するというところによるものが大きな要因だと考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

公共施設建設基金、これは一つの基金の取り崩しも必要でありますし、財産として形として残る分もありますので、いたし方ないかなという思いがあります。財政調整基金に関しては、こういったところを今後しっかり抑えて、こういったことがないようなことをしていかなくちゃいけないのかな、してもらわなくちゃいけないのかなという思いもありますけれど

も、今まで平成16年からでしたか、職員の方を減らしたりということで少しずつ取り組まれていかれました。現段階でこういったこと、財政調整基金を取り崩すということになりましたけれども、来年度以降になりますけれども、税収の不足もあると思いますけれども、5年計画のもとでは、一応税収は約30億円程度でずっと推移していくという計画も立てられています。そういったこともありまして、今後のことではありますけれども、税収が減る中でこういったところを緊縮していかれるのか、そういったことが決まっているなら教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

橋村総務部長。

○総務部長（橋村 勉君）

お答えします。

現在、鹿島市行財政改革大綱の第2期分を実施しております。今年度が最終分となり、今から第3次の行革大綱の策定に入りますので、その中で十分検討しながら、職員数、あるいは仕事量含めて検討しながら、今後、議論を詰めて、今年度中にはその大綱を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

この後、人口減だとか、税収減だとか、そういった話になると思いますけれども、市民の皆さんにしっかりとサービスが行われますようお願いいたしまして、私の大綱質疑を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

何点かお尋ねをしたいと思いますのですが、まず、先ほど稲富議員のほうからも出ましたが、26年度の財政の動きを見ておりますと、特にこの間ずっと指摘もしてきましたが、大型事業が顔を出し、具体的にその取り組みが始まってきたという状況の中で、先ほどからあった積立金の切り崩しだとか、いろんな問題がありますが、まず1つ、これはここで答え要りませんが、今後10年間の財政計画なり見通し、今いろんなことをおっしゃいましたが、今度の委員会までに人口の動向だとか、税収だとか、そういう財政状況の見通しの資料を出していただきたいと思いますが。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

毎年の中期財政計画というのがあくまで5年スパンで繰り返しております。さらに、その先の5年間となりますと、乖離の状態が非常にぶれ幅というのがひどくなるかと思えますけれども、あくまで5年後を推計して、例えば、伸び率、下げ幅で開いていくという形の推計しかできないと思えますが、それくらいの形でもよろしいでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

以前も財政計画を出していただいている書類がありますよね。ありますが、その後、やっぱり人口の動向だとかいうのが大幅に変わってきている状況があると思えます。その辺を参考にしながら、もう少し見通しをね、少しでも確実と言うたらまだわかりませんが、そういうことでぜひ資料を出してください。

次です。

特に26年度の大きな問題、事業の中心といたしますか、市民の関心の的だったのは、やっぱり何と言っても市民交流プラザの取り組みだったと思えます。それとか海道（みち）しるべの問題ですね。これはいろんな問題があると思えますが、これも委員会までに資料をぜひお願いしたいと思えますが、市民交流プラザについては、いろんなところにいろんな形での予算の結果が出ていますね。これを一切全部1つにまとめて、市民交流プラザに関する分について、工事費はもちろん人件費含め全てのものを1つの資料として出していただけますでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

できるだけまとめて、わかりやすい表をつくりたいと思えます。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

じゃ、次、海道（みち）しるべの件でお尋ねします。

まず、わかっているみたいでよくわかりませんが、海道（みち）しるべがつくられたその目的、それをもう一度ここで詳しくお知らせください。

**○議長（松尾勝利君）**

松尾征子議員に申し上げます。個々の案件については委員会のほうでなるべくお願いした

いと思います。

**○14番（松尾征子君） 続**

でも、総括的に後の委員会に必要だからお尋ねをしておりますので、そのところは答えていただかないといけないと思います。そのときに言って、さっき言ったような資料を出してくださいとかいった場合にできますか。できないでしょう。莫大な資料になりますよ。それは答えていただきたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

橋口産業支援課長。

**○産業支援課長（橋口 浩君）**

お答えいたします。

施設の設置目的につきましては、地域の農林水産物や、また、さまざまな地域資源の研究、加工ということを目標にいたしまして、地域活性化の拠点というふうな施設の位置づけで建設をさせていただいております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

では、これについても先ほどの市民交流プラザと同じように、関連する全ての今までの実績ですね、財政的な実績、それから、事業の実績、人件費まで含めて、その資料を委員会までに出していただきたいと思います。それぞれ担当課の方たちが努力されているのは十分にわかります。ただ、それだけのものがどうなのかというのがなかなか市民に見えない状況もありますので、その辺について、これまでに取り組まれた事業、それから、さっき言った建設その他必要経費、全て資料を出していただけますでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

橋口産業支援課長。

**○産業支援課長（橋口 浩君）**

資料につきましては、整理して提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

じゃ、次ですが、私は常に財政の公平な運営と事業の運営のためにということで同和問題の指摘をしておりますが、特に同和予算が毎年上げられていろんな事業がなされておりますが、これだけの取り組みをなされている中で、目的に沿ってその事業がどう進んでいって

るのか、改善されたとか、いろんなことは全くありません。例えば、何もそういう問題がなければいいわけですが、今の問題点とか、どういう形でそれが改善されていったのかということの結果、それから、同和事業に関する、いつもお願いをしております全ての財政の結果を出していただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

昨年と同様の形式で資料を提出させていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

昨年と同じにプラスして、今申ししたのは、実際、目的に沿って事業が取り組まれていった、それがどう改善されていったのか、その辺までぜひお願いしたいと思います。

まだいろいろありますが、特に今回、説明を聞く中で非常に耳に残ったのは、不納欠損なんか説明されておるけど、全てが貧困だとか、経営不振だとか、そんなこと今までなかったことだと思います。たまには出てきたと思いますが、その都度出てきました。私もいつも言いますが、いかに今、市民の暮らしが大変な状況に落ち込んでいるかというのが、きょうの説明を聞いて、私は皆さんもおわかりになったんじゃないかと思いますが、この辺については委員会の中でお尋ねをしていきたいと思いますが。

それと関連じゃないですが、プレミアム商品券の問題がちょっと出ましたが、その結果、その辺についても委員会のときで結構ですから、動きなり、いろんな不満とかも出ておりましたが、きょう出たでしょう。出ていなかったですかね。出なかったんですかね。私の聞き間違いですか。そういう状況がありますので、全ての市民の皆さんの暮らしに26年の鹿島市の財政がどう影響してきたのかというのは、また委員会の中でお尋ねをしていきたいと思いますので、一応これで終わります。お願いした資料は確実に出していただくということをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩いたします。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

執行部より答弁の申し出がっておりますので、これを許します。山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

午前中に松尾議員のほうからプレミアム商品券の資料の提供についてありましたけれども、プレミアム商品券事業につきましては26年度の予算で、27年度に繰り越して実施しております。ただいま実施中ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第50号から議案第55号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号から議案第55号までの6議案については、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉原元博議員、片渕清次郎議員、樋口作二議員、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、角田一美議員、伊東茂議員、松本末治議員、徳村博紀議員、福井正義議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午後1時2分 休憩

午後1時12分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に松本末治議員、副委員長に勝屋弘貞議員、以上のとおり決定いたしました。

日程第7 請願第2号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7、請願第2号「戦争法」制定に反対する意見書の採択に関する請願の審議に入ります。

去る9月11日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました請願第2号「戦争法」制定に反対する意見書の採択に関する請願について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成27年9月16日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境委員会

委員長 伊東 茂

総務建設環境委員会審査報告書

平成27年9月11日の本会議において付託されました請願第2号「『戦争法』制定に反対する意見書」の採択に関する請願について、9月16日に委員会を開き審査の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

総務建設環境委員会委員長の伊東茂です。それでは、委員長報告をいたします。

去る9月11日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました請願第2号「戦争法」制定に反対する意見書の採択に関する請願につきまして、紹介議員及び提出者の出席を求め、委員会を9月16日に開催し審査を行いました。

その概要について御報告いたします。

最初に、紹介議員の説明、請願者より説明を受け、各委員より質疑を受け、そして答えていただきました。

質疑 国は、戦争には行かない、備えのためと言っている。米国だけでなく、他国とも連携し、日本を守ると言っている。本当に戦争に行くことになるのか。

答弁1 新ガイドラインでは、米軍と自衛隊が一緒に行動するとなっている。戦争参加、米軍指揮下に入ることになる。

答弁2 最初は米軍艦に乗っている邦人を守ると言っていたが、その後、邦人が乗ってなくても守る、戦うとなった。今までも米軍への援助をしてきたが、日本は銃は使わないとしてきた。しかし、この法案が通れば、今後は銃を向けることになる。そうな

れば戦争状態になり得る。

質疑 この法案は、自衛隊が戦争に行つて日本人を助けることができる。他国と連携して日本を中国等から守ることができる。政府は、戦争はしないとしている。戦争法という言い方は違うと思う。意見書名としてふさわしいのか。

答弁 憲法を180度変えることになる。一内閣の解釈で変えようとしている。米国の戦いに日本政府はノーと言つたことがない。本法があると、日本は集団的自衛権を行使し、戦争に巻き込まれる。元最高裁判事も憲法違反だとしている。

質疑 この法律の全てをいいとは言わないが、戦争には行かないとしている。戦争法という言葉は疑問である。この文章でよいのか。

答弁 戦争には行かないと言つているが、行かなきゃいけなくなる。

質疑 米国の戦争に行くのではなく、自国の存続の危機のときに集団的自衛権がある。憲法9条は、戦争、武力の放棄をうたつている。集団的自衛権の行使には要件があつたと思うが、どうでしょうかという質問。

答弁 今まで日本は米国にノーと言つたことがない。その判断は政府の解釈だけである。日本を守るとは言っていない。日米安保条約では、米国が日本を守るとはなっていない。米国は自衛隊を利用したいだけである。

沖縄県に米軍基地があるのは米国のためである。基地があることで攻められる危険がある。憲法9条を踏みにじつている。

質疑 市民の意見はどうなのか。

答弁 許されないという声大きい。内容が不明、憲法違反という声がある。高校生や若者の声援もある。

質疑 法案の中に戦争法と書いてあるのか。

答弁 戦争法とは書かれていない。

質疑 意見書を出すなら、ちゃんとした文面がいい。このまま出すのか。

答弁 我々の趣旨に沿つていれば戦争法は変えてもいい。

質疑 採択時の対応である戦争法は変えてもいいのではないか。また、新たに他の委員からの質疑として、法案が通ると戦争に行かなきゃならないと思うか。

答弁1 そういう状況になる。

答弁2 自衛隊への応募が減つている。自治体への募集依頼の強化もある。企業研修での自衛隊訓練参加者が予備自衛官になる。徴兵制の不安がある。

質疑 米軍基地のある地域への被害のことだが、現在と法案が通つた後との違いは何か。

答弁 援助する日本でなく、武器を持った日本への対応が変わってくる。

以上、質疑を受けた後、この後、紹介議員、請願者のお二人に退席をいただき、委員による審査に入りました。

審査における各委員の意見。

意見書を出すなら文面を変えたいと思う。徴兵制はないことの確認を文書としたい。

他の委員、憲法9条解釈を違反という声が多い。もっと審議してほしいと思う。

次の委員、米国の意見が背景にあると思う。憲法9条があるのに賛成したらいけない。市議会でも意思表示をすべきと思う。法案を9月で決めるのに賛成はできない。意見書は出したほうがいいのではないか。

次の委員、時間をかけてもよいと思うが、また一方では時間がないとも思える。中国に対する抑止力が必要である。請願には反対だが、国の慎重審議を望む。

他の委員、反対の人が行動している。賛成者は行動していない。マスコミ等に踊らされているのではないか。意見書には反対ではある。慎重審議は望みたい。

他の委員、憲法解釈には無理があると思う。憲法違反であるという人が多数である。しかし、一方で中国の動きや米国の「自国は自国で守れ」発言は気になるところである。日本の抑止力強化のために、他国との共同は賛成である。ただし、この請願には賛成ができない。

他の委員、戦争には反対である。この法案は戦争法ではない。自国の危機への対応をすることである。徴兵制は憲法で禁止されている。請願には賛成ができない。

以上のような各委員からの意見を集めた上で、請願第2号「戦争法」制定に反対する意見書の採択に関する請願書について、討論、採決の結果、討論はなし、起立少数で請願第2号は不採択と決しました。

以上が委員会の報告であり、委員長報告といたします。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいまの委員長報告に反対の立場で討論いたします。

ただいまの請願書に関する戦争法、つまり安保法制は既に19日、自民党、公明党政権により強行採決が行われました。特に参議院の委員会での採決、誰が見てもあの状況で採決されたと言えるものではありません。数の力でなりふり構わず押しつけるなど、こういうことは許されるものではありません。

鹿島市議会では、今回の請願書の審議は、付託された委員会は強行採決される前の16日に行われました。総務建設環境委員会で請願者の説明の後、審議がなされております。私も委

員会の一員ではありますが、紹介議員ということでこの審議には入っておりません。委員会で審議された16日という日は、安倍首相は何としても今度の国会で法案を採決させるということで必死になり、最終の詰めをやっている時期でした。

一方、今度の国会で成立させてはいけないという声が国民の6割を超えて、反対運動がこれまでになく大きく広がっているときでした。

このような中で、国民の声に背を向けて、19日深夜、強行採決となりました。特に今回は反対や疑問に思った国民が自発的に立ち上がった行動であったと言われていています。高校生、大学生、若者、女性集団、労働者、勤労市民、小さい子供を持つパパやママ、運動の輪は全国に広がりました。そして、この法案に対して多くの憲法学者、歴代の法制局長官、元最高裁判所長官を含む、かつてない多くの人たちから、戦争法は日本国憲法に真っ向から背く憲法違反という批判が集中しました。憲法9条を踏みにじり、自衛隊の海外派兵での武力行使に道を開く、このような重大な違憲立法の存続を許せば、立憲主義、民主主義、法の支配という日本の存立の土台が脅かされることになります。

安倍総理は、国会多数の議決が民主主義だと盛んに発言をしました。有権者の支持で議席の多数を得たことを理由にしていますが、6割を超える国民の意思を踏みにじることは許されるものではありません。

法案は採決されたと言っていますが、その後も多くの国民は国会周辺や全国で国民無視の強行採決に抗議するとともに、戦争法、つまり安保法制を廃止することを求めて運動が引き続き広がっています。平和と国民の命を危険にさらすような法律はいつときもこのままにすることは許せません。

特にこの法案がいかにも不十分な中で強行採決されたかということです。いろいろな形で報道されておりますが、けさの毎日新聞のトップには、「9条解釈変更」「法制局1日で審査」という記事がありました。その一部を紹介しますが、「政府が昨年7月1日に閣議決定した集団的自衛権の行使容認に必要な憲法9条の解釈変更について、内閣法制局が審査を1日で終了し、その過程を公文書として残していないことが分かった。組織的な検討が事実上行われていなかった実態が浮かんた。意思決定過程の記録を行政機関に義務づける公文書管理法の趣旨に反するとの指摘も専門家から出ている」。さらにはその後にも、「政府の憲法解釈を一手に担う内閣法制局が、40年以上維持してきた「集団的自衛権の行使は違憲」という判断を昨年夏、180度転換した。その過程を記す公文書は何も残されていない。背景を取材すると、「法の番人」として威厳を保ってきた法制局が、政治の介入によって無力化されつつある現状が浮かんた。この国の「法の支配」が揺らいでいる」。さらに、「内閣法制局に関する本や論文を多数執筆している明治大学の西川伸一教授（政治学）は、「戦後の安全保障政策の大転換であるにもかかわらず、たった一晩で通すなど、余りにも早すぎる。白紙委任に近い。従来法制局ならあり得ないことだ」と指摘する。さらに、検討の過程を公文書

として残していないことについても、「国民によるチェックのため、記録を残すのは民主主義の原点だ。きちんと記録を残すべきだ」と話す」。

このように新聞の一部を紹介しましたが、法案を採決させるために自公政権がよしあしの区別はなく、国民の声に耳をかさず、数に物を言わせて強行した姿がますます浮き彫りになっています。このような法案を認めることはできません。

出された請願書は委員会においては不採択です。もちろん国会においても一応法は成立しています。しかし、国民の声を無視し、さらに、国会のルールも無視して強行された安保法制は認められないし、廃止しかないと思います。

委員長の報告では、委員会の中では市議会でも対応をしたらという意見もあったという報告がなされました。これから皆さんに立ち上がっていただくことを願うものです。

以上のことで、今回の委員長報告には反対をいたします。

以上です。

#### ○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。7番稲富雅和議員。

#### ○7番（稲富雅和君）

7番議員の稲富雅和でございます。先ほど総務建設環境委員長のほうから不採択ということで報告がありました。その件について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の請願は、戦争法ということで請願が出されております。安全保障関連法案についてのことだと思い、この安全保障関連法案は、自衛権を求める憲法の枠内で集団的自衛権の限定的行使を容認する内容であり、目的は、我が国の平和と安全を守ることにあると思います。二度と戦争を起こさないと、そして日本の国民の命と平和な暮らしを守ることが、これは最も重要な政治の責任であると思います。

最近の日本を取り巻く情勢を見れば、日本、また日本国民は安心・安全と言えるのか、残念ながら決して安全だとは言えなくなってきております。周辺国からのミサイル攻撃の不安や離島の不法占拠及び領海への侵入、また、国際的なテロやサイバー攻撃、いろんな不安な材料は幾つもあります。

よって、今回の安全保障関連法案においては、あらゆる事態に対応できるようなすき間のない備え、このすき間のない備えで国民を守るものであり、日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中で、いろいろな法律を点検してすき間を防ぎ、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐこと、それが今回の安全保障関連法案の目的であります。

安全保障関連法案を理解する上で、憲法の枠内、限定的抑止力を高めるなど重要な意味は理解しようとせず、違憲だ、戦争法案だ、徴兵制が始まるなどの間違った拡大解釈をし、若者や国民に自分たちの当たり前の生活の土台が切り崩される、未来はどうなるかわからない、そういった危機感をあおり、誤解を与えていると言わざるを得ない。なぜなら、安全保障関

連法案はあくまでも国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための最小限度の自衛の措置を認めるだけであり、他国の防衛それ自体を目的とするものではありません。

そして、今回の安全保障関連法案は、集団的自衛権の限定的行使をする際には厳しいルールがあり、むやみに自衛隊を出すことはできないようになっております。武力を行使するような場合は、新三要件を満たすことに加え、国会の承認も必要となっております。厳しく歯どめをかけられている内容となっております。

今回の安全保障関連法案に賛成の意見を述べる国民もたくさんいます。誰だって戦争が起きることを望むものではありません。日本国民の命と平和な暮らしを守るために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とすることを目的とした重要な平和安全法制案であるということを最後に申し上げまして、今回の総務建設環境委員会の審査の結果に対して賛成いたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号「戦争法」制定に反対する意見書の採択に関する請願について、委員長の報告は不採択であります。請願第2号は委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時35分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 10番 伊東茂

同 上 11番 松本末治

同 上 12番 徳村博紀